

平成 23 年 第 9 回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成 23 年 9 月 21 日 (水) 午後 1 時 30 分開会

午後 2 時 55 分閉会

開催場所 摂津市役所新館 7 階 講堂

付議事件

議案番号	件名	審議結果
65	摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件	承認
66	平成 23 年度大阪府学力・学習状況調査の摂津市における結果公表の件	承認

出席者

委員長	新庄慶昭	教育次長兼		教育政策課長	若狭孝太郎
委員長		次世代育成部長	馬場博	こども教育課長	小林寿弘
職務代理者	溝口重雄	教育総務部長	登阪弘	教育推進課長	撰田裕美
委員	大矢優子	生涯学習部長	宮部善隆	児童相談課長	北橋ひとみ
委員	原田正文	次世代育成部次長		総務課長代理	安田信吾
教育長	和島剛	兼教育センター所長	前馬晋策	子育て支援課長代理	高田邦明
		生涯学習部次長		教育政策課長代理	野本憲宏
		兼文化スポーツ課長	布川博	こども教育課長代理	木下伸記
		生涯学習部参事		安威川公民館長	岡本治
		兼生涯学習課長	池上敦実	総務課総務係員	奥村有理
		総務課長	岩見賢一郎		
		子育て支援課長	大橋徹之		

委員長	<p>ただいまから、平成 23 年第 9 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は大矢委員です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 65 号「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を上程いたします。教育政策課長から説明をお願いします。</p>
教育政策課長代理	<p>議案第 65 号「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。</p> <p>【以下議案書、参考資料等により説明あり</p>
委員長	<p>説明が終わりました。新旧対照表もついておりますが、この件に関して、何か質問等はございますか。</p>
委員長職務代理者	<p>1 点目は、23 年 4 月 1 日からというふうに聞いておりましたが、府下一斉だからタイムラグがあったのでしょうか。2 点目は、育児の場合は従来からあったのですが、新たに介護が加わったということで介護も送迎だけなのか、時間的な制約があるのかどうか、どうなののでしょうか。</p>
教育政策課長代理	<p>介護の具体的な状況までは、示されてはいませんが、例えば、家族内で他の者が介護できる状態であれば、介護は認められませんがその介護を行う被介護人を介護する職員が他の者に引き継ぐまでの間、介護を行わなければならない場合に今回の早出、遅出の勤務が認められるということです。</p>
委員長職務代理者	<p>保育のように送迎ですから、一定の制約される時間は想定できますよね。それによって、早出、遅出の手当があるかと思うのですが、介護の中身が分かってなければ、ピンチヒッター、手当をどうすればいいのかということがわかりません。極端に言えば、午前中見なければならぬ、単なる送迎でなく自宅介護の方も認められるのかどうか。そういったことが、9 月の施行が始まっている中で、明確になっているのでしょうか。</p>
教育政策課長代理	<p>具体的な場面を、どのような状況で想定しているのかということについては、今きちんとお答えすることができませんので、改めて</p>

お答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

委員長職務代理者

いえ、もう結構です。こういう事を決めるときは、当然現場としてどれくらいの範囲でこの介護を認めるのかどうなのかによって手当の中身が変わってくるという主旨で質問しました。もう1点は、今回は府費負担の方ですけど学校現場にも市費負担の方はおられます。その方への適用はどうなのでしょう。

教育次長

その方についての適用は、今回確認致しておりませんので、再度確認させていただきます。

委員長職務代理者

10月にはそういった内容をきっちり報告してください。こんなの、9月に施行しているのだから適用する方がいてもおかしくないわけですね。そのような面でも、今後の為にもお願いします。

委員長

何か質問等はございますか。無いようでしたら、議案第65号「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について原案どおり承認いたします。続きまして、議案第66号「平成23年度大阪府学力・学習状況調査の摂津市における結果公表の件」を上程いたします。教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課長

議案第66号「平成23年度大阪府学力・学習状況調査の摂津市における結果公表の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問等はございますか。

大矢委員

内容については、非常に素晴らしく毎年摂津市の課題も分かりやすく、対応していることもよく理解できるのですが、1つ感想を述べさせていただきます。学習状況調査の65ページなのですが、人の役に立つ人間になりたいという質問に対しての回答は低いのですが、小中学校で震災の募金活動では生徒会が中心になってしています。このデータを見ると、子どもたちが自覚していないのではないかと感じました。人の役に立ちたいとは思っているのだけれども、

改めて聞かれると引いて思ってしまったのではないかと思います。もう1つ気になったのが、70ページの学校での学習の様子、普段の授業で自分の考えを発表する機会を与えられていると思いますか。という質問に対して、減少しておりますが、学校側では生徒の発言を確保しているというふうに相反するデータになっているのが気になります。子どもが感じるのと学校側が感じるのが食い違っているのではないかと思います。もうちょっと、子どもが自分のことを自覚的に考えるようになれば、このようなデータではなくなるのではないかと思います。データの出し方が難しいのかと思いました。

教育政策課長

委員ご指摘のとおりだと思います。校長が答えている、学校質問書の結果は、大阪府と比べましてまだまだ改善される余地もございます。今、ご指摘ありました、子どもたちの捉え方と、学校の捉え方が食い違うところにつきましては丁寧にこの後も確認しながら、分析を進めたいと思います。

委員長職務代理者

全国学力テストは、結果として、3・11の震災とか本市自身が希望をしないということで結果はでなかったのですが、これは来年のことにはなりますけれども、結果の報告を受けまして思ったのは府下での摂津の立ち位置は掴めるのですが広く全国ではどのような立ち位置にあるのかということは、どうしたって全国学力テストを希望しなければ掴み用がないと思います。高校、大学と進学すればするほど、そういった立ち位置は求められるのですから、小中の段階できっちりと把握しとくべきだと思います。あと、若狭課長の方から詳しく報告あったのですが、気になった事項が報告されました。80ページのアンケート調査、これは学校に対するアンケート、去年の場合もこの場で言うておりますが、学校、地域、家庭という中で、我々は学校現場の取り組みが不十分であった場合によって起る問題については極めて責任が重いと思っております。そういう意味で、このアンケート調査を見ますと、小学校については、府下との相対比でかなりの改善をみておりますけれども、中学校に至っては共通課題をよくやったという回答が40パーセントであるということは、問題です。これは、教育長が常々言うておられます、現場での働きかけの浸透度合いはこの回答をもって、しっかりと読んでおかないといけないと思います。こういった日々の取り組みがないことには、生徒の成績結果にも表れてくると思います。前回、図

形の問題で中学3年の数学の問題において3年前の小学校6年の図形の問題と類似をした問題がありました。小学校6年の時に躓いていなければ、中学3年でも躓かなかったというようなことが大きく報道されておりました。そういった、小中の連携とか、あるいは授業のあり方そのものがテストを通じて読み取らなければならないのではないかと思います。府の授業改善につきましては、さらに行っていくのだということですのでけれども特にその点をお願いします。一般的には、総じて基礎・基本、特に基礎の部分において成績が上がってきているということなのですが、基礎と基本というのは学習指導要領では一体的に表現されておりますけれども、これはご存知のように教育上大きな違いがあるわけです。基礎があって、基本が結びついてなければ、全体として基礎、基本の知識の習得なり、あるいは技能の習得にはならないのだと、ということが僕は今回の調査についても捉えています。Aはまあまあであるけれども、Bは無答も含めて厳しい状況に依然として繰り返されているということは、公式は覚えていても、数学の問題であっても説明しなさいと、証明しなさいということになると前に進まない状況は基本の部分に大いに問題があると思っております。まだまだ言いたいことはあるのですが、時間の都合上、今の2点についてコメントしてください。

次世代育成部次長

学校の教育目標の共有化について、特に中学校について、教科の壁であるとか、授業と生徒指導の方の取り組みが両輪と言いながら1つになっていない。中学の課題が以前からも指摘されておりました。まだまだ、それが1つに成り切れていないということも思っております。特に、学校長が状況について1つになかなかまとめきれない、リーダーシップを十分には発揮できていない状況もあるとは認識しています。今、学校の組織がダウンサイジング化してきまして、教科、といっても非常に人数が少なくなっておりますから、そんな意味で申しますと中学校はどんどんバラバラになってきているのではないかと、そのような気も致します。そこで、おっしゃるとおり小中一貫教育であるとか、小学校でいかに繋がるかとか、あるいは道徳という領域もそうなのですが、何かひとつになれるものを提示していくことが必要だと思っております。ですから、府と連携しておりますのも、ひとつには学校として、どんな目標を作っていくか、授業改善や、学校改革などの、そんな取り組みを府と一緒にやっていく次第でございます。従って、中学校の教職員が一つの目標を持てるような、そんな提示をしたいと思っております。

す。その大きなきっかけとして、小中一貫教育を考えていきたいと思っております。基礎・基本ですが、基礎と基本は同じものではありません。小学校2年生の学力調査においても、特に国語で記述する問題、あるいは自分の考えを述べなければならない問題で非常に正答率が低かったです。基礎的な知識技能を教えることに必死になっているのですが、それをいかに使うか、さらに教員にとっては評価ということを考えます。活用したものについての評価は、時間はかかりますし、大変ではありますが、低学年時から活用のところの評価活動を厳しくしていかなければ力がついたのかどうかの確認もできませんし、これは中学校の結果のみならず小学校からの義務教育からの問題というのがだんだん大きくなっていると思っております。課題というものを全体的に、そしてまたいかにして一丸となって義務教育、就学前教育も含めて取り組んでいけるか考えていきたいと思っております。

委員長職務代理者

これは要望ですが、84ページの④これからの教育の取り組みということで、学校、家庭、地域の協働ということが言われておりますが、これが本市の場合、学校協議会の活性化でもって十分達成できるのではないかと考えております。もちろん、さらに地域教育協議会等もありますけれども、私どもが関係する地域で言えば学校協議会に大いに期待をしていきたいと思っております。つきましては、今の段階では組織ができて、枠組みができた程度で、酷評になりますが学校の現状説明に終わってしまっている。跳ね返って、地域から家庭から、各学校におけるレーマンコントロールが働いていない状況だとお見受けします。教育委員会からの指導をやはりお願いしないと、なかなかうまくいかないのではないかと思います。まず、第1段2、3回になりますが、15校の組織があるわけですが、組織の長を選んでいただいて摂津市としての学校協議会そういうものを作っていただきたい。そのことについて、教育委員との意思疎通が図っていけるのではないかと思います。そのように、お願いしたいと思っております。

教育長

今の問題は以前から、溝口委員からお話は聞いています。去年も学校協議会の研修会等もして、非常に形としては出来てきているのですが、各学校で協議会にどういう役割を求めるのか、個々に違っていると思っております。実際に、15校それぞれに3人なり4人なりの人が集まって、校長先生も入って協議会を開いているときに、

学校長が協議会に何を求めているのかということもありますし、委員の方がどういうことを学校に期待しているのかということもあります。1つ1つ整理しないと、ちょっとしんどいなというのが現状です。どういう議論になるのか全く見えてこない。学校でどんな議論しているのか、ということ整理しないといけないと思います。

委員長

昨年の2月学校協議会の研修会に参加させていただきました。メンバー見ておりますと、錚々たるみなさん協議会に相応しいメンバーでした。みなさん非常に熱心で、40名ほど参加しておりました。協議会のメンバーを見ておりますと、頼りがいのある、前向きな討論をされていました。

教育長

学校協議会の会長さんなど、どんな思いで、どういう気持ちで、何を議論しようとしているのか、十分把握しておりませんので、もう少し時間を頂きたいと思います。

委員長

他に質問等はございませんか。無ければ、議案第66号「平成23年度大阪府学力・学習状況調査の摂津市における結果公表の件」について原案どおり承認いたします。続いて報告事項にうつります。事業実施に伴う奨励援助の件について総務課長から説明をお願いします。

総務課長

〔事業実施に伴う奨励援助の件について報告あり〕

委員長

何か質問等はございますか。無いようでしたらその他にうつります。

教育政策課長

〔以下、参考資料等により、(1)平成23年8月までの問題行動等件数について報告あり〕

大矢委員

学級がうまく機能しない状況とは、どの程度をうまく機能しないとカウントされるのでしょうか。

次世代育成部次長

線引きは非常に難しいと思っております。ある新聞社が、このような状況を学級崩壊と呼んだりしました。学級が崩壊した状態は、授業が成り立っていない。子どもたちもの集団が成り立っていない

状況にある。このような状況をうまく機能しない状況にある、と我々は認識しています。ここでは0になっています。数字として挙げている場合は、学校から支援の要請があった、継続的に教育委員会が見に来て解決に向けて指導がほしいといった場合にカウントしています。なんとか乗り切れている場合、保護者からみて様々な課題も感じているのですが、学校でなんとか乗り切れている場合はカウントしておりません。そんな現状です。

大矢委員

この数字を見て、保護者が驚くことがあるのではないかと思います。これはデータとしていいデータではないのかと思います。

委員長職務代理者

今の問題、以前にも取り上げたのですが、なかなか学校現場の実態、実情というのは上がってきにくい、心情的には十分理解できるわけです。おそらく、ある中学校が長期に亘って非常に荒れていました。2校にわたって荒れていたのですが、あのような状態になりますと、やむをえないといえますか、世間の者が黙ってはおりません。日常的といえますか、学期の内には元に戻るという場合は摂津市においては上がってこないと6年間の経験上認識しております。繰り返しになりますが、やむをえないこともあります。これを収めるのに、他から入って、どうしたらいいだろうとか、刑事事件に発展するようなことは別にいたしまして、難しい問題だと思います。しかし、少なくとも担任の先生は自分だけで抱えずに学年主任に相談をすとか、学校長に相談するのが筋だと思います。生徒指導の先生を派遣するなど、教育委員会の判断が重要になってきます。その子が卒業するまで解決しないという学校も経験しております。

教育長

教師側の問題として、学級経営が下手、経験が浅いということでも十分に運営できていないところには教育委員会から指導主事が行ったりして指導していますが、それでもなかなか難しいということもあります。それと、生徒側の問題。教室から出ていくということもありました。出ていく場合は、その子が出ていくだけで、他の子の学習権を侵しているわけではないという判断だと思います。生徒指導上の問題と先生の指導力の問題の両面があります。あまりにも、担任の指導力が不足していれば、研修に参加してもらおうようにしています。

委員長職務代理者

対教師暴力の報告、訂正いただきましたが、この書類訂正する必

要はないのですか。

教育政策課長

申し訳ございません。3番の表が間違っております。合計5件です。中学校3年生女子の2が1の間違いです。下の表で申しますと、3年生上から0、0、0、1、1、2、になります。

委員長

他に質問等はございますか。無いようでしたらその他にうつります。

教育政策課長

〔以下、参考資料等により、(2)平成24年度小・中学校休業日の変更について報告あり〕

委員長

何か質問はございますか。

大矢委員

他市もそうであるということで、私が聞いた話では茨木市は始業式の翌日から給食が始まる。摂津市の場合は、給食が始まるのが他市に比べて遅いのはなぜですか。

総務課長

本市の給食につきましては、長期休業明けでもあり調理員の準備期間といたしますか清掃等もしておりますが最終の確認もしております。

委員長職務代理者

今の説明では、エアコンと近隣市と合わせたということ、中学校においては5日間確保できたという改正理由なのですが私はエアコンの話とか近隣市の歩調の関係を聞かなかつたとして、質問します。年間トータルとしては、小学校は3日間休みを減らすことによって、3つの理由、目的があるわけですね。中学校においては、1、1日減が案ですが、これを夏休みと春休みと冬休み3つとも一部現行どおりですが調整するわけですね、私は冬とか春は増減せずに、そのままにしておけば夏だけで調整できます。なぜ、そのような案がでないのか。僕はエアコンが入るとはいえ、夏休みが6日減るといのは、厳しいと思います。2点目は、24年4月1日から施行ですが、中学の本格実施と符合するんです。小学校は今年度から本格実施に入っています。24年に調整ということは、23年は全く調整せずにできたということですね。しかし、学習指導要領の改訂によって、小学校でも特に低学年1、2年は2コマも増えているではありませんか。3年以降でも全部1コマずつ増えています。各校現場

でも同じような編成をしているのかと思います。つまり、今回小学校の方が、大幅に変わる。23年のスタート時に全く手当されてなかった。同じ改正が必要であるとすれば、僕は23年に少なくとも小学校はこのような措置が必要ではなかったのではないかなと思います。3点目は、改正の目的はエアコンと吹田、茨木に合わせたと言われておりますが、メインはここに書かれております、3点ですね。これのそれぞれの必要時間、1点目と2点目が微妙に違います。3点目につきましては、祝日等で欠けるの等とはインフルエンザや台風などと思いますが、1、2、3、の時間をどのように考えているかお答えください。それから、4点目、週あたり1コマの授業時数の上乘せはわかるのですが、継続するとあります。これはすでに、小中ともに21年度から移行期間に入っているわけですね。この時から上乘せをしているわけですね。さらにプラスしての上乗せなのでしょうか。これはちょっと上乘せの意味合いがわかりません。

次世代育成部次長

新指導要領の対応は図ってまいりまして、具体的には2年前から、長期休業日の変更等、移行措置の時から行ってまいりました。小学校で夏休みを1日縮める、冬休みを2日縮める、春休みを1日縮めるまた、平成20年度から創立記念日を授業日にする。そのようなことで、授業日を確保して、すでに授業時数の確保には努めてまいりました。当時、各学校によってはバラつきはありますが、多い学校で7、80時間程度授業時数をなんとかしていかなければ、確保できない、特に中学校3年生、小学校6年生の卒業式の関係、行事が多い関係で授業時数の確保ができないという状況がございました。そんな中から、長期休業の変更を取り組んだわけでございます。合わせて、このハッピーマンデー法等も導入されまして、月曜日の休みというのが非常に多くなりました。そんな中で、欠けた時数の補充をどうするか、これは全国的な課題にもなっておりましたが、標準の週当たりの時数に一コマ上乘せをすることで、なんとか確保していこう、と考えました。もちろん、上乘せが必要のないところもございます。また小学校の方では、クラブ活動の時間の保障は全くございません。週時程表の中で毎週確保しなさい。ということになっておりませんので、上乘せの中で対応もして参りました。具体的には、申し上げることはできませんが、そのような状況の中で新指導要領、あるいはこの祝日への対応をしてきたわけでございます。2年前の状況の中で、中学校へのエアコンの導入もありました。中学校は、夏休みを短縮することで、授業時数確保にあたったわけで

ございます。小学校は、さまざまなところから時数を確保してまいりました。ここで、保護者の方から、いろいろ声がありました。小学校と中学校と夏休みの終わる日が違う、というご意見。あるいは、冬休みのところに祝日が2つ入っております。この関係で、短くしてもうまく授業時数を確保できないこともありました。そういったことから、考えまして、小学校、中学校合わせまして、8月25日からの2学期開始と合わせていくことになりました。近隣市のことにつきましては、関係ないと言えば関係ないのですが、2年前中学校の夏休み終了を8月25日にした時には、大東市、門真市、など多くは8月26日から2学期を開始しておりました。改めて検討し、確実に7日間日数を確保することで、土日を除いても必ず5日確保できる方がいいのではないかとということで今回のような提案を申し上げているわけでございます。なお、上乘せについては、最終的には学校の教育課程の編成権にもよるかと思えます。ただ、学校は授業時数確保のためにどんどん行事を削っていったり、行事を簡素化を図っています。片方で、行事で自立性を養って行って成長していくことがあります。楽しみにしている子どもたくさんいます。ですから、かつて間違った言い方をした、ゆとり教育というものがありました。ゆとりある教育課程を編成するには授業日は確保したほうがいい。そういう風にも考えているところでございます。そういった所から今回の休業日変更について、ご提案した次第です。

委員長職務代理者

時間の都合もありますので、要望に切り替えたいと思うのですが、私はこの休業については東京都なんかが始めているとおりに、いわゆる土曜の活用、これは20年前に週休制度、不完全な形でスタートし、約10年前に完全実施しております。ゆとりの関係とか、厳しい関係とか、時間、時数を確保していくと約30パーセントを超える学校が土曜日開いておられる。特に東京都の場合は開かれた学校作りの為にその時間を置いているようです。つまり、総合的な学習の時間であるとか、公開授業とかも土曜日というのは保護者にとっても都合のいい曜日でもあります。ゲストティーチャーなどを招いての授業とかも、池田市でも聞きました。あるいは、地域で取り組んでおられる、セーフティの関係の方等に関しては工夫いただいたらいいのですが、その土曜日の活用検討状況と東京都と栃木県下でも進んでいるようですので、見とおしのご答弁あればお願いします。

次世代育成部次長

土曜授業については、今おっしゃったように東京都で月に原則 2 回と都の方が決定して行っている次第でございます。実際には、学校公開であるとか、開かれた学校作りの為に、というよりも授業時数の確保のために行っているのではないかととらえております。現在大阪府教育委員会の考え方といたしましては、府として全体的に土曜日の授業を認めていくことは考えていないということでございました。現在の状況について、現在どんな取り組みをしているのか、考えていることはあるか、法的な問題もありまして教育課程として全員が必ず出席しなければならない日にできるかどうかというのは、かなりクリアしなければならない問題も多いと思っております。府立高校の現状からいいますと、かなりの学校で授業的なことをしています。ほぼ全ての生徒が参加して、補習的なことをしているけれども、実質は授業であるとか、近隣の三島地区の府立高校でも現状として行われております。国の動きや、府の動きを掴みながら先行している都道府県の動きを見ながら考えていきたいと思っております。

委員長

他に質問はございますか。続きまして、各課事業報告及び結果報告について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

[各課事業予定及び結果報告について説明あり]

委員長

何か質問はありますか。無いようでしたら、これで平成 23 年第 9 回定例会を終了いたします。ご苦労様でした。